

< 物 件 >

盤用クーラ 仕様書

1	物件名称	盤用クーラ
2	品質・形状・寸法 又は型式	特記仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	特記仕様書のとおり
5	納入期限	契約の日から令和3年3月15日(月)まで
6	納入場所	横須賀市吉井1丁目4番25号ほか1か所
7	特記事項	特記仕様書のとおり
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	上下水道局技術部浄水課 浜口 崇 電話 046 - 823 - 0604

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 購入物件内訳書

(税抜き)

	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	UPS盤用クーラ (960W)	特記仕様書のとおり	無	台	2		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

単価、金額欄は、契約者が記入する。

# 盤用クーラ

## 特記仕様書

### 1 購入機器及び数量

(1) UPS 盤用クーラ(960W) 2台

### 2 設置場所

(1) 吉井ポンプ所 横須賀市吉井1丁目4番25号

(2) 鷹取ポンプ所 横須賀市湘南鷹取1丁目1番

### 3 施工内容

#### (1) 吉井ポンプ所

ア 既設 UPS 盤用クーラの撤去

イ 新設 UPS 盤用クーラの設置及び既設ケーブルの接続

ウ 試験調整（機能動作確認、各種測定等）

エ その他上記工事に附随する工事

#### (2) 鷹取ポンプ所

ア 既設 UPS 盤用クーラの撤去

イ 新設 UPS 盤用クーラの設置及び既設ケーブルの接続

ウ 試験調整（機能動作確認、各種測定等）

エ その他上記工事に附随する工事

### 4 購入機器仕様

#### (1) UPS 盤用クーラ（吉井ポンプ所）

ア 冷房能力：960W

イ ノンフロン型

ウ 交流入力：単相 AC200V 50Hz

電源ケーブル付きとする。

エ 外部出力：無電圧接点（冷却運転出力、警報出力）

オ 設置仕様：既設 UPS 盤天井取付

カ 既設：ENC-A1020EX

キ ドレン：ドレン蒸発処理ユニット付きとする。既設ドレン蒸発処理ユニット(ENC-007A)。

#### (2) UPS 盤用クーラ（鷹取ポンプ所）

ア 冷房能力：960W

イ ノンフロン型

- ウ 交流入力：単相 AC100V 50Hz  
電源ケーブル付きとする。
- エ 外部出力：無電圧接点（冷却運転出力、警報出力）
- オ 設置仕様：既設 UPS 盤天井取付
- カ 既設：ENC-A1010EX

## 5 産業廃棄物

### (1) 吉井ポンプ所

- ア UPS 盤用クーラ（ENC-A1020EX）：1 台
- イ 既設ドレン蒸発処理ユニット(ENC-007A)：1 台
- ウ フロン回収及び破壊を行うこと。
- エ その他撤去品及び発生品：1 式

### (2) 鷹取ポンプ所

- ア UPS 盤用クーラ（ENC-A1010EX）：1 台
- イ フロン回収及び破壊を行うこと。
- ウ その他撤去品及び発生品：1 式

## 6 法令遵守

本件については、フロン排出抑制法等の関係法令に従い施工すること。

## 7 健康診断（検便）

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス・パラチフス・病原性大腸菌 0-157・サルモネラ菌とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。

- ア 水工程に直接触れて作業する者
- イ 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者
- ウ 6 か月を越えて従事する者

## 8 提出書類

### (1) 完了報告書：各設置場所ごとに 2 部

- ア 仕様書
- イ 試験成績書
- ウ 取扱説明書
- エ 産業廃棄物管理票
- オ その他必要な書類

## 9 その他

- (1)承諾図にて当局監督員の承諾を得ること。
- (2)工程について当局監督員と十分に協議すること。
- (3)毎日作業終了後、施工場所付近の清掃を行うこと。
- (4)撤去品は、請負者の責任において適正に処分すること。
- (5)保証期間は、しゅん工検査合格の日より2年間とする。請負者は、保証期間内に発生した故障については、無償で修理すること。